

教育予算の拡充を求める意見書

35人以下学級について、昨年、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校1学年の基礎定数化がはかられたものの、今年度小学校2学年については加配措置に留まっている。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

また、社会状況等の変化により、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障害のある児童生徒への対応等が課題となっている。さらに、不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しており、学校は一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応を行う必要がある。

しかし、教育予算において、わが国のGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で低位にある。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じている。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

そのため、教育予算を国としてしっかりと確保・充実させる必要がある。

よって、国におかれては、教育予算の拡充のため、次の事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 少人数学級を推進し、その具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年6月26日

広島県庄原市議会